

きときと情報 2019 149号

富山県中小企業団体中央会

特集 消費税軽減税率制度への対応について ～2019年10月1日から消費税軽減税率制度が実施されます～

経営者に聞く：井波彫刻協同組合 理事長 藤崎 秀平氏

組合紹介：協同組合富山県商業振興センターさんよりこんにちは

中央会いんぷおめーしょん：第59回中小企業団体富山県大会決議事項を
県知事に要望 ほか



表紙のことは

高岡御車山祭の御車山行事

「高岡御車山」は、安土桃山時代の1588(天正16)年に、豊臣秀吉が後陽成天皇と正親町(おおぎまち)上皇を聚楽第に迎える際に使用した御所車(牛車)とされています。それを前田利家が拝領したのち、長男の利長が1609年に高岡城を築く際、町民に与えたといわれています。その後、銚を立てた特殊な形に改造され、高岡関野神社の祭礼日に神輿とともに曳き廻すようになり、高岡の発展とともに継承されてきました。高岡御車山祭は、毎年5月1日に行われます。早朝より各山町で飾り立てられた7基の御車山がお祓いの神事をを行ったのち、町内を曳き廻した後に勢揃いします。400年の伝統を誇る高岡御車山祭は「高岡御車山祭の御車山行事」として、2016年12月に、世界の文化遺産を保護する「ユネスコ無形文化遺産」に登録されました。

ALL for ALL.
ひとつひとつの、夢によりそう。

BESTパートナー
三井生命



2019年4月1日より、
三井生命保険株式会社は
たいじゅ
大樹生命保険株式会社に
社名変更*を行います。

“大樹”のように、しっかりと大地に根を張り、
お客さまを守り、よりそっていくという想いを込めて、
『大樹生命』と命名いたしました。

皆さまの変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう、
宜しくお願い申し上げます。

きときと情報 149号

C O N T E N T S

特集	2
消費税軽減税率制度への対応について ～2019年10月1日から消費税軽減税率制度が実施されます～	
経営者に聞く	8
井波彫刻協同組合 理事長 藤崎 秀平 氏	
組合紹介	10
協同組合富山県商業振興センターさんよりこんにちは	
元気印！青年部・女性部	11
協同組合一宮繊維卸センター(愛知県)を視察(協同組合富山問屋センター青年部会) 魚津市において企業見学及び組合女性部ランチ会を開催(富山県中小企業レディース連絡会)	
組合だより	12
北陸で初 介護分野の外国人実習生の受入れを開始 明瑞協同組合 消費税軽減税率説明会 高岡の伝統工芸関連組合が合同で開催 高岡仏具卸業協同組合 企画展示会「高岡 新仏具」を初開催	
組合Q&A	13
員外者の出資について	
事務局ペンリレー	14
富山企業団地協同組合 事務局長 三羽 康秀 氏	
ほっと一息	14
水道管の耐震化が進められています (富山県管工事業協同組合連合会 富山市管工事協同組合)	
中央会いんぷおめーしょん	15
第59回中小企業団体富山県大会決議事項を県知事に要望 県内5経済団体による新春互礼会を開催 外国人技能実習制度適正化事業講習会を開催 消費税軽減税率対策講習会を開催 ものづくり補助金成果事例集を作成	
国税庁からのお知らせ	17
消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です！	
富山労働局からのお知らせ	18
年次有給休暇の確実な取得が必要です！	
富山税務署からのお知らせ	19
平成30年分 所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告	
高齢・障害・求職者雇用支援機構からのお知らせ	20
障害者雇用納付金に基づく各種助成金をご存知ですか？	
トピックス	
長く、楽しく暮らすために	

消費税軽減税率制度への対応について

～2019年10月1日から消費税軽減税率制度が実施されます～

2019年10月1日より、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が導入されます。軽減税率制度の導入にあたっては、飲食料品への軽減税率適用についてスポットが当てられることが多く、それらを取り扱う小売業者の方々のみの問題と捉えられがちですが、飲食料品の売上がない事業者においても仕入れ（経費）について取引ごとの税率により区分経理を行ったり、免税事業者においても区分記載請求書の交付を求められたりする可能性があるなど、全ての事業者に影響が及びます。

このようなことから本号では、軽減税率制度の留意点や軽減税率対策補助金などの内容についてご紹介します。

I 「軽減税率制度」とは

軽減税率制度ってなに？



実施時期はいつなの？

平成31年10月1日

(消費税率引き上げと同時)

税率はどうなるの？

標準税率 10% (消費税率 7.8% 地方消費税率 2.2%)

軽減税率 8% (消費税率 6.24% 地方消費税率 1.76%)

軽減税率の対象品目は何？

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞
(定期購読契約に基づくもの)

1. 2019年10月から開始

2019年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます。社会保障と税の一体改革の下、消費税率引上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、「酒類と外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

2. 軽減税率の対象商品

(1) 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品

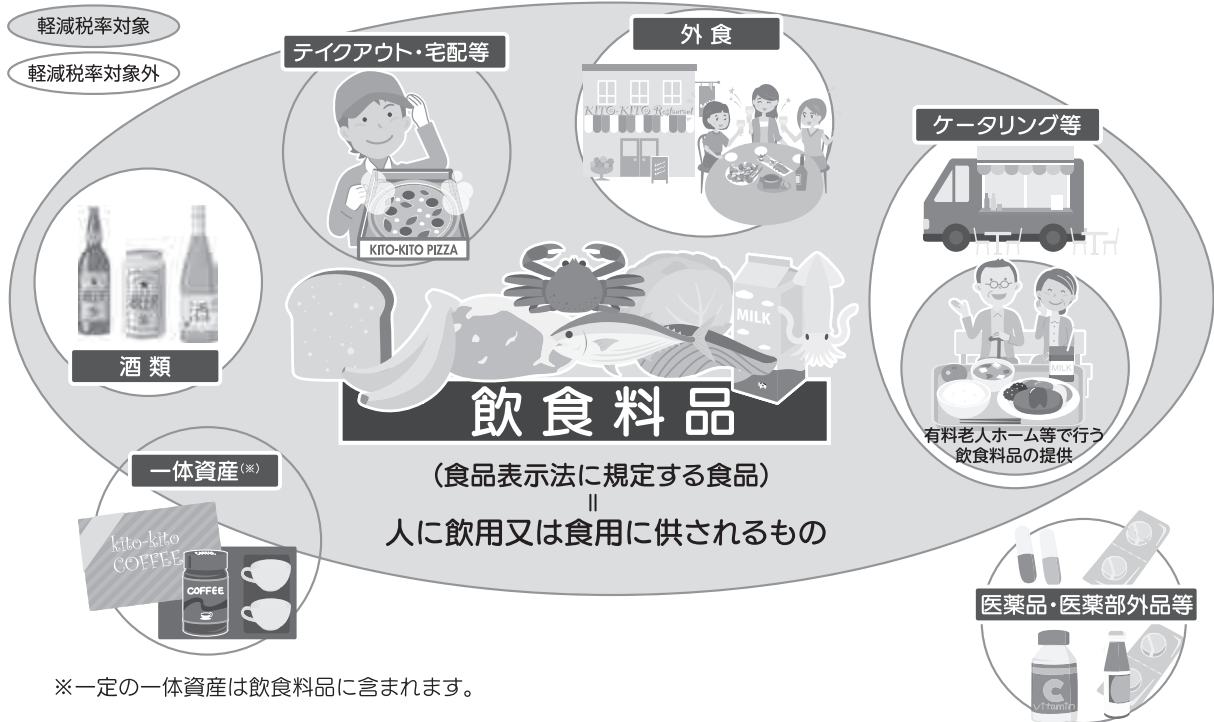
(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、



軽減税率の対象品目には含まれません。

※食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が除かれ、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

軽減税率の対象となる飲食料品の範囲



留意点①

～飲食料品を販売する際に使用する容器について～

飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器（以下「包装材料等」といいます。）が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。なお、贈答用の包装など、包装材料等に別途対価を定めている場合は、「飲食料品の譲渡」に該当しません。なお、包装材料等の仕入れは、軽減税率の対象となる課税仕入れには該当しません。

留意点②

～おもちゃ付きのお菓子など一体資産の取り扱い～

「一体資産」とは、おもちゃ付きのお菓子のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体



が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります。）。

留意点③

～外食・ケータリングについて～

外食やケータリング等は、軽減税率の対象となりません。ただし、テイクアウトや飲食料品の出前・宅配等は、軽減税率の対象となります。

外食とは、飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務を提供することを指し、軽減税率の対象とはなりません。飲食店業等が行うものであっても、テイクアウトは、単なる飲食料品の譲渡であり、軽減税率の対象となります。



「外食」か「テイクアウト」かは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法で判定します。

また、出前・宅配等、単に飲食料品を届けるだけのものは、軽減税率の対象となりますが、相手方が指定



した場所において行う役務を伴う飲食料品を提供するケータリングは軽減税率の対象にはなりません。

(2) 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題

号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

定期購読契約が対象ですので、コンビニエンスストア等での新聞の販売は、軽減税率の対象となりません。

Ⅱ 日々の経理業務や請求書様式について

○ 飲食料品の小売業を営む事業者の例

仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率が正しいか確認



毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿等に記帳



必要に応じ、複数税率に対応したレジを導入・改修

レジの導入・改修が必要な中小企業等の方には支援措置があります。



必要な事項を記載した請求書等を売上先に交付



1. 日々の業務の洗い出し

まずは、日々の業務のうち、軽減税率の対象品目の売上げや仕入れがないかを確認してください。軽減税率対象品目の売上げがなくても、会議費や交際費として飲食料品を購入する場合は対応が必要です。

軽減税率対象品目の売上げがある場合、請求書等に軽減税率対象品目である旨や税率の異なるごとに合計した税込金額を記載し、交付する必要があります。免税事業者であっても課税事業者と取引する場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

また、申告の際には、税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算することとなります。税率ごとに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算することも可能です。

2. 帳簿や請求書の様式

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ(経費)がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)の発行や記帳などの経理(区分経理)を行うこととなります。

請求書については、2019年10月から2023年9月までは、「区分記載請求書等保存方式」が採用され、①軽減税率の対象品目である旨 ②税率ごとに合計した税込対価の額の記載が求められます。

また、2023年10月以降は、「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」が導入されることとなっており、区分記載請求書等の保存に変えて、「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります。上記に加え①登録番号、②税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率、③消費税額等をさらに追加して記載する必要があります。

○ 帳簿と請求書の記載例

請求書

株式会社〇〇御中

平成XX年11月2日

割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
...	
合計	43,600円

(10%対象 22,000円)
 (8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象品目

株式会社△△

軽減税率の対象品目である旨

① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載
 ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにしておく

これ以外に、例えば次のような方法があります。

① 同一請求書内で、商品を税率ごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
 ② 税率ごとに請求書を分けて発行する。

税率ごとに合計した税込対価の額

税率(10%、8%)ごとに合計した税込対価の額を記載

総勘定元帳 (仕入れ) 株式会社〇〇

XX年		摘要	借方	貸方
月	日			
11	2	株式会社△△ 雑貨	22,000	
11	2	株式会社△△ 食料品 ※	21,600	
...

※は軽減税率対象品目

総勘定元帳 (売上げ) 株式会社△△

XX年		摘要	借方	貸方
月	日			
11	2	株式会社〇〇 雑貨		22,000
11	2	株式会社〇〇 食料品 ※		21,600
...

※は軽減税率対象品目

軽減税率の対象品目である旨

① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載
 ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにしておく

(1) 区分記載請求書等保存方式 (2019年10月～)

上図のように、請求書には、個々の商品名の記載が必要となりますが、中小の小売店等が利用している多数の商品登録が行えないレジにより発行されるレシートへの商品名の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど(割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品)、その取引が課税資産の譲渡等であり、かつ、軽減税率が適用される取引か否かが判別できる程度の記載があれば差し支えありません。

帳簿への取引内容の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど(割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品)、申告時に帳簿に基づいて消費税額を計算できる程度の記載で差し支

えありません。「※」などの記号のほか、税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

(2) 適格請求書等保存方式 (2023年10月～)

2023年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に変えて、「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります。

適格請求書を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者(適格請求書発行事業者)のみなので、現在免税業者となっている事業者は注意が必要です。登録申請の受付は2021年10月からの予定です。

適格請求書の記載事項には、①発行者の氏名又は名称、②取引年月日、③取引内容、④

税率ごとに合計した対価の額、⑤税率ごとに合計した消費税額、⑥交付を受ける者の氏名又は名称を記載します（右図参照）。軽減税率対象品目の取引がない場合でも上記事項を記載する必要があります。

適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合には、適格請求書の交付が必要であるほか、適格請求書を交付した場合にはその写しの保存が義務付けられています。

適格請求書の一例

請求書 株式会社△△商事
登録番号 T12345...
11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円

① 発行者の氏名又は名称
② 取引年月日
③ 軽減税率対象
④ 軽減税率の適用税率及び消費税額の記載
⑤ 税率ごとに合計した消費税額
⑥ 交付を受ける者の氏名又は名称

請求書様式ごとの記載事項

請求書の様式		記載項目
(2023年10月方式) (区分記載請求書) (現行の請求書 (現在))	(2019年10月) (区分記載請求書) (現行の請求書 (現在))	発行者の氏名又は名称
		取引年月日
		取引内容
		取引金額
		交付を受ける者の氏名又は名称
		軽減税率の対象品目である旨
		税率ごとに合計した対価の額
		登録番号
		税率ごとに合計した消費税額

Ⅲ 軽減税率対策補助金

1. 軽減税率対策補助金とは

2019年10月の消費税率10%へ引き上げに併せて実施される消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々への補助金制度です。

複数税率対応レジの導入等支援（A型）、受発注システムの改修等支援（B型）及び請求書管理



システムの改修等の支援（C型）の3つの申請類型があります。

2. 軽減税率対応レジの導入等支援（A型）の概要

(1) 対象者

軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等

(2) 補助率

原則 3 / 4

なお、3万円未満のレジ購入の場合 4 / 5

(3) 補助上限

レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円

なお、商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円

1事業者あたり上限200万円

(4) 完了期限

2019年9月30日まで

3. 受発注管理システムの改修等の支援（B型）の概要

(1) 対象者

軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

(2) 補助率

原則 3 / 4

(3) 補助上限

1000万円（発注システム）、150万円（受注システム）

(4) 完了期限

2019年9月30日まで

システム会社に改修を依頼する場合は、2019年6月28日までに事前申請が必要

4. 請求書管理システムの改修等の支援（C型）の概要

(1) 対象者

軽減税率制度の導入に伴い請求書管理システムの改修等を行う必要がある中小の卸売事業者、製造事業者等（区分記載請求書等保存方式に対応した請求書の発行を行うシステム）

(2) 補助率

原則 3 / 4

(3) 補助上限

150万円

(4) 完了期限

2019年9月30日まで

5. 軽減税率対策補助金の補助対象が拡大されました

中小企業庁は、2019年10月の消費税軽減税率制度の実施に向けて、複数税率に対応するレジの導入支援、受発注システムの改修等を補助金により支援してきましたが、全国の中小企業・小規模事業者等からの制度拡充の要望を踏まえて、軽減税率対策補助金の制度を拡充し、軽減税率制度の実施に向けた事業者の準備の加速化を支援していきます。

詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/181225keigen.htm>

6. 軽減税率対策補助金のお問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する軽減税率対策補助金事務局になります。

電話：0120-398-111（フリーダイヤル）

電話：0570-081-222

電話：03-6627-1317（IP電話から）



ホームページ：<http://kzt-hojo.jp/>

<参考資料>

- ・よくわかる消費税軽減税率制度（国税庁）
- ・平成31年（2019年）10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます（国税庁）
- ・消費税軽減税率制度の手引き（国税庁）
- ・消費税の軽減税率対応のためのレジ・システム補助金【第3版】（中小企業庁）
- ・軽減税率対策補助金事務局ホームページ <http://kzt-hojo.jp/>

※平成31年2月6日現在の情報を元に執筆しています。

井波彫刻の発展を支えて100年 新しい挑戦を重ねて次の伝統へ

250年以上の歴史を持つ井波彫刻。寺社彫刻や住宅欄間で磨かれてきた優れた伝統の技を継承しつつ、柔軟な発想で魅力ある商品づくりを進め、発展してきました。近年は高い彫刻技術が集積する産地のメリットを生かし、名古屋城本丸御殿の欄間復元など文化財の修復事業も手掛けています。今年100周年を迎える井波彫刻協同組合の藤崎秀平理事長に、現在の取り組みや若い力の活用、目指す方向性についてお聞きしました。

井波彫刻協同組合

理事長 藤崎 秀平氏

日本の伝統文化に貢献

Q. 平成30年は名古屋城本丸御殿への欄間設置や、井波彫刻を軸にした「日本遺産」の認定という大きなトピックスがありました。

名古屋城本丸御殿への欄間設置は、組合として9年がかりの大事業でした。欄間1枚に7～8人のチームを組んで合計7枚を納めました。

焼失前の写真を基に忠実に復元する作業は、井波彫刻を制作するのとは異なり、準備だけで2年かかりました。さまざまな有識者から時代考証に基づいて彫り方や接着剤への指摘があって、やり直しが続きました。

苦労もありましたが、貴重な経験をさせていただき、今後文

化財の修復に取り組んでいく上で自信になりました。

また、『宮大工のみの鑿一丁から生まれた木彫刻美術館・井波』が日本遺産に認定されましたので、これらを追い風にして井波彫刻のPR、イメージアップに一層努めていきたいと思っています。彫刻で飾った屋台を制作して各地のイベントに持ち出すなど、井波を世界に発信できるような構想を練っているところです。

産地支える人材育成制度

Q. 今年100周年を迎える井波彫刻協同組合は、産地の発展にどのような役割を果たしてきたのでしょうか？

井波彫刻は江戸中期、瑞泉寺再建工事で京都から派遣された

彫刻師・前川三四郎から、地元井波の大工たちが彫刻技術を習ったのが起源とされています。寺社彫刻に始まり、明治以降は住宅欄間を主力として発展してきました。組合の前身である井波彫工会が組織されたのが大正9年のこと。昭和22年に富山県木彫刻工業組合が創設され、52年に現在の井波彫刻協同組合になりました。

組合員は119人(平成30年12月現在)おり、ピーク時の150人からは減っていますが、町を挙げての取り組みやPRに力を尽くしてきたことで、平成30年に富山県中小企業元気とやま賞と北日本新聞地域社会賞を受賞しました。

井波が全国最大といえるほど



復元された名古屋城本丸御殿に設えた井波彫刻で制作した欄間



井波地域のモニュメント「獅子の子落とし」の修復作業

ふじさき・しゅうへい

昭和34年5月15日、井波町（現南砺市）生まれ。53年、井波高校卒業後、父藤崎秀一に師事し彫刻師の道へ。55年、宗教芸術院北陸支部で仏像彫刻の指導を受け、仏像彫刻師に。平成9年、宮城・石巻東周院釈迦本尊如来像、16年、北海道・新得寺本尊釈迦三尊像など、多数制作。平成8年、井波彫刻協同組合理事、30年、同理事長に就任し現在に至る。井波彫刻伝統工芸士会会員、富山県中小企業団体中央会監事。



の彫刻産地となった背景には、徒弟制度と井波木彫刻工芸高等職業訓練校によって人材育成と技能継承がしっかりと行われてきたことが大きいと思います。毎年10～20件の問い合わせがあり、実際に弟子入りするのは3人、4人ですが、美大や芸大、伝統工芸学校の卒業生が増えています。学んだことを実際の仕事に生かせる井波が魅力的に感じるのでしょうか。兵庫県から来た私の弟子は「井波は素晴らしい所。一生ここに住みたい」と言って頑張っています。

新しいことへの挑戦歓迎

Q. 組合の目指す方向性についてお聞かせください。

今年は100周年記念事業のほか、8月には4年に1度の南砺市いなみ国際木彫刻キャンプが開催されます。海外9か国と国内から彫刻作家16人が参加する予定で、世界に井波彫刻を発信できる絶好の機会です。井波といえば鑿ですが、彫刻の手段や技術は多種多彩です。木をきれいに仕上げる技術は鑿に勝るものはないですが、世界的には木彫というチェーンソーを使いますし、井波にはない技術を持った作家が来ますので、多くの人に見ていただきたいです。

組合員の高齢化が進む中、若い力は財産です。若い人たちには自分が生き生きと仕事ができるように組合を利用してもらいたいです。SNSを活用して作品を載せたり、海外に送ったりしている人もいますし、私自身も、新しいことへの挑戦には積極的なほうです。新しい技術を身に付けて、取り入れていくことが次の伝統につながっていくと思います。3Dプリンターなどが出てきた今、手で木を彫って表現できることの意味も模索していかなければなりません。時代に流されない不変の価値あるいい作品づくりを大切にしたいと願っています。

喜んでもらえる作品を

Q. 藤崎理事長の彫刻師としての歩みをお聞かせください。

彫刻師である父の姿を見て育ち、私自身も木を削るのが好きでしたので、高校卒業後に父に弟子入りしました。2年ぐらいしたときに、父から「俺は欄間でやってきたけど、お前の時代はわからない。自分の道を探きなさい」と言われました。ショックでしたね。当時、欄間は最盛期から下降し始めており、その言葉を受け止めて、仏像彫刻を目指そうと決めました。

駆け出しは辛い道でした。最初に手掛けた県外寺院の住職の像は「似てない」と突き返されて、3回作り直しました。釈迦像は受け取ってもらうことができず「気持ちを込めて彫らないといけない」と身に沁みました。それでも彫り直しを繰り返すうちに、「それが勉強だ」と教えられました。

彫刻は生活必需品ではありませんから、求めてくださった方に喜んでもらってこそ仕事をした価値があると思っています。この道に入って40年が経ち、諦めなければ思いは叶うものだと、弟子にも言っています。

チェーンソーで彫刻作品

Q. お忙しい中でどのようにリフレッシュをはかっておられますか。

若い頃はバイクが好きで、競技ライセンスは国内A級まで取得しました。今は「チェーンソーアート」に親しんでいます。海外の木彫キャンプに参加した際、丸太を短時間で彫って作品に仕上げるダイナミックな魅力に取りつかれました。野外での作業はスポーツ感覚で、いい気分転換になります。立体感覚が磨かれ、本業にも役立つので、皆さんにお勧めしています。

組合紹介

協同組合富山県商業振興センターさんよりにち

中小企業者が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るための高度化事業の一つとして、小売商業店舗共同化事業が昭和38年に制度化されました。これを機に中小小売業者が共同で入居する共同店舗型のショッピングセンター（以下、SC）が全国に設立されることになり、県内各地でも昭和48年から平成のはじめにかけて相次いで誕生しました。今回はこれら県内の共同店舗により組織された協同組合富山県商業振興センターを紹介します。

◆組合のあゆみ

昭和56年、県内の共同店舗により富山県共同店舗運営協議会を設立。加盟共同店舗で使える共通商品券を発行していましたが、バブル崩壊と長期デフレによる個人消費の低迷に加え大型店の出店も相次ぎ、空きテナントの増加や加盟共同店舗の撤退が進み、利用できる場所も発行数も減少。それに伴って、回収残高がかさみ、事務コストなどが大きな負担になっていました。

協議会では、買い物客の利便性を高める必要があるとして、ギフトカードへの移行と同時に共同でクレジットカード決済の導入を図ることとし、平成24年11月、一括してクレジットカードの事務処理を手掛ける組織として、協同組合富山県商業振興センターが11カ所のSCにより設立されました。

◆クレジット包括契約

クレジットカード事業については、銀行系列のカード会社とクレジット包括契約を結び、システムを構築。組合がクレジットカードやギフトカードの決済など、クレジットの実務処理を一括して手掛けることで、単独店舗での契約よりも手数料が抑えられる仕組みとなっています。設立時の出資金でカード端末費用を負担し、SC内の中小店舗に無償で貸し出しを開始し80台が設置されクレジットカード決済をスタート。その後、3SCが閉鎖となったが、平成28年からは賛助会員を募集し、新たに2SCと2商店街が参加することになり、端末台数も当初の目標としていた



クレジット包括事業関係組織図

100台を上回る170台に増加しました。利用額の増加に応じて、組合も手数料率の交渉をこまめに行うなど、スケールメリットも活かされています。

◆キャッシュレス決済にも順次対応

2019年はキャッシュレス決済元年になると言われていますが、組合では昨年秋より非接触ICカードリーダーの提供を開始し、今年1月までにアスカ（朝日町）とコスモ21（入善町）の2SCで既に導入されました。取扱いを始めるにあたっては、本会の取引力強化推進事業を活用しシステム改修を行い、iD、Edy、WAON、QUICPayの基本パッケージのほかオプションとして交通系（Suica等）やnanacoなどの電子マネーが選択できるようになりました。

少子高齢化による市場縮小やネット通販の進展など中小の小売業者には厳しい経営環境にありますが、今後も組合では、スケールメリットを生かし個店では対応が困難な小売店の課題解決に取り組んでいくこととしています。



アスカ（朝日町）に導入された端末

【組合概要】

名称 協同組合富山県商業振興センター

設立 平成24年11月20日

所在地 下新川郡入善町桐山1336番地
（協入善ショッピングセンター内）

理事長 道原 英克

組合員数 8名

TEL 0765-74-9100 FAX 0765-74-9101

ホームページ <http://www.cosmo21.org/tscc/>

協同組合一宮繊維卸センター（愛知県）を視察

協同組合富山問屋センター青年部会

協同組合富山問屋センター青年部会では、本会の組合青年部研究会事業の一環として、平成30年12月14日（金）、愛知県一宮市の協同組合一宮繊維卸センターの視察研修を実施しました。

視察研修には、富山問屋センター青年部会のメンバー6名が参加し、一宮繊維卸センターの組合会館において栗山事務局長と意見交換を行いました。

栗山事務局長より、一宮繊維卸センターの課題と現状として、組合員減少や団地施設の老朽化への対応、イベントなどの取り組み状況について説明を受けた後、問屋センターの認知度向上策や問屋センターの持つ強みなどについて意見交換を行いました。



意見交換の様子



視察研修に参加した青年部会員ら

魚津市において企業見学及び組合女性部ランチ会を開催

富山県中小企業レディース連絡会

県内の組合女性部等で組織する富山県中小企業レディース連絡会では、11月27日（火）、事業所内託児所を設置するなど女性が働きやすい職場として表彰も受けている魚津市のレッグウェアメーカー「オーアイ工業株式会社」の会社見学を行いました。

会社見学では、同社の大愛高義社長からの挨拶及び担当者から会社概要についての説明を受けた後、工場において編立、縫製、染色、成形といった一連の工程を見学しました。また、同社が設置している事業所内託児所も見学し、運営状況等について説明を受けました。

会社見学後、ホテルグランミラージュに会場を移しランチ会を開催し、参加者それぞれからの自己紹介があった後、意見交換を行い会員間の交流を深めました。

組合女性部ランチ会は女性部相互の親睦を深めることを目的に毎年実施しており、今回は14名が参加しました。



挨拶をする大愛社長



ランチ会の様子

北陸で初 介護分野の外国人実習生の受入れを開始 明瑞協同組合

外国人技能実習生の監理団体である明瑞協同組合では、介護職の外国人技能実習生の受入れを北陸で初めて開始しました。

今回入国したのは、陳丹丹さん、張芸荃さん、胡瑤さんの中国人女性3名で 昨年11月28日から組合において約1か月間の講習を受けた後、組合員の医療法人社団明寿会が運営するアルカディア氷見（氷見市）での実習をスタートさせました。

3名は中国での看護師の資格を持っており、入国要件でもある日本語検定N4を上回るN3やN2を合格しています。実習の現場では、富山弁に戸惑いながらも、デイサービス利用者や入所者の介護業務を行いながら積極的に技能の習得に励む姿が見られました。3年間の実習終了後は母国で介護現場でのリーダーとなることが期待されています。



入国後の講習の様子



左から胡さん、陳さん、一番右が張さん

消費税軽減税率説明会 高岡の伝統工芸関連組合が合同で開催

平成30年12月5日(水)、伝統工芸高岡漆器協同組合、高岡仏具卸業協同組合、伝統工芸高岡銅器協同組合、高岡銅合金協同組合及び高岡銅器協同組合の5組合は合同で消費税軽減税率制度等説明会を開催しました。説明会は高岡地域地場産業センター（高岡市）において開催され、各組合の役員や組合員ら約40人が受講しました。

当日は、講師の高岡税務署の老田時男審理専門官より、2019年10月に予定されている軽減税率制度の概要や対象品目、今回の軽減税率制度により導入される区分記載請求書等保存様式や2023年10月から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）等について説明が行われました。



講習会の様子



当日の配布資料

高岡仏具卸業協同組合 企画展示会「高岡 新仏具」を初開催

高岡仏具卸業協同組合は、12月13日から1月31日まで、高岡地域地場産業センター（高岡市）において、企画展「高岡 新仏具」を開催しました。

今回の企画展は、青年部である高岡仏具青年部会が中心となり、初めて開催したもので、地元の高岡で現代風仏具のオリジナル商品をPRしようと組合員の間屋11社が出展しました。

消費者の生活様式や価値観の変化により、家具調の仏壇が広まるなど、従来の宗派によるものから、リビングのデザインに合うものや省スペース化が求められるようになってきています。仏具についても同様で、業界ではコンパクトサイズやデザイン性を考慮するなど消費者ニーズに合った商品開発に取り組んできており、昨年度には仏具のカタログ「結（むすぶ）」も作成しました。

企画展終了後の2月1日以降は、常設の展示コーナーで今回展示された現代風仏具の一部の販売もされており、組合では今後も現代の生活スタイルに合う仏具のPRに力を入れていく予定です。



新しいデザインの仏具約50点が展示された



昨年度製作した仏具カタログ「結」

組合Q&A

このコーナーでは、日ごろ中央会へ多く寄せられる事業協同組合等の運営に関する質問について回答とともに紹介します。

員外者の出資について

Q

中小企業等協同組合法には組合員以外の者が組合に出資してはいけないという禁止規定はないが絶対にいけないものか。

A

組合員は一口以上の出資を有しなければならないということは、中小企業等協同組合法第10条に規定するところであり、その出資額を限度として責任を負うものであることも同条第4項に規定するところである。さらに事業協同組合とは組合員が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行なうため組織されたものであるから、これらを総合して考えるならば、組合は組合員のためのものであり、員外者が出資するということとはあり得ない。

*****事務局ペンリレー*****

「平成」はあと暫くで終わりを告げ、新しい元号を迎えようとしています。私は、「平成」最後のペンリレーのランナーで、今そのバトンを繋ぐ重さを感じているところです。

私は、所謂「団塊の世代」であります。我々の年代はまだ働いている人も少なくありません。現役を続けていくには、働くばかりでなく、仕事にせよ趣味にせよ、いきいきと日々を過ごしたいものです。

当組合は45年前に全国一番目の異業種工場団地の指定を受け発足しました。経年による共同施設の老朽化が進み、設備の更新、修繕等が喫緊の課題となっています。とりわけ、共同受電から個別受電への移行計画が今年度からスタート致しました。

一方、私の仕事を支えてくれているのは、趣味の「居合道」です。仕事でのストレスも仲間との稽古によって、フツ飛んでしまうからです。仕事と趣味は車の両輪みたいなもの。

いま私は七段昇段に向け、昨年からは普通の稽古に加え、早朝からの一人稽古を取り入れています。早朝稽古のあと出勤すると、何故か仕事への心組みも変わったなあ、と自身感じる場所があり、良い効果が生まれています。

また、近年の居合ブームもあり、定年後に道場へ入門される人もおられます。そんな年輩の方には、居合の基本業（わざ）を要領よく伝え、「礼法」については厳しく指導するように心掛けています。武道では、礼儀作法でその人の錬度が分かります。これは仕事でも通じる場所があると思います。私は居合を通して多くの人と出会い、生涯にわたって刻苦勉勵の修練を重ねていきたいです。



富山企業団地協同組合
事務局長 三羽 康秀

ほっと一息

水道管の耐震化が進められています

東日本大震災をはじめ、我が国では地震災害の発生が相次ぎ、そのたびに水道管の損傷による断水が発生しています。水道は、市民生活や社会経済活動に不可欠なライフラインの1つであり、基幹的な水道施設の安全性の確保が必要不可欠です。そのため、県や各市町村においては水道事業に関するビジョンや中長期計画を策定し、老朽水道管の更新と耐震化を進めています。

例えば富山市では、地区を繋ぐ大口径の「配水幹線」の耐震化率を平成28年の42.0%から、5年後には67.5%、10年後には92.6%に、また、お客様宅の前に入っている「配水管」を含めた全水道管路の耐震化率を平成28年の40.4%から、5年後には44.6%、10年後には48.5%とする目標値を掲げています。一方、国においても地方自治体に対する補助制度を設けるなど、耐震化を後押ししています。

道路工事を見かけたら、それは水道管の耐震化工事かもしれません。ご迷惑をおかけすることもあります。水道は地域を支える重要なインフラですので、温かい目で見守っていただければ幸いです。

(情報提供 富山県管工事業協同組合連合会 富山市管工事協同組合)



第59回中小企業団体富山県大会決議事項を県知事に要望

1月17日(木)、本会の高田順一会長は、朝日重剛副会長、廣瀬宏一副会長、伊豆一美専務理事及び江下修常任理事・事務局長とともに富山県庁を訪問し、昨年11月に開催した「第59回中小企業団体富山県大会」において採択した決議に基づく要望書を石井隆一富山県知事に手渡しました。

高田会長から中小企業対策の拡充・強化、IoTやAI等の革新的技術を活用した生産性向上支援、外国人材の受入れ対策などの要望事項について説明を行い、石井知事からは中小企業施策の取り組み状況が説明されたほか、伍嶋二美男商工労働部長をはじめとした県幹部を交え意見交換をしました。



左から石井知事、高田会長、朝日副会長、廣瀬副会長



意見交換の様子

県内5経済団体による新春互礼会を開催

1月4日(金)、ANAクラウンプラザホテル富山(富山市)において、平成31年経済団体新春互礼会を開催しました。経済団体新春互礼会は、本会のほか富山県商工会議所連合会、富山県商工会連合会、一般社団法人富山県経営者協会、富山経済同友会の県内経済5団体の共催で例年開催しているもので、来賓を含め総勢約470名、本会からは高田会長をはじめ役員ら21名が参加しました。

互礼会では富山経済同友会の新田八朗代表幹事が開会の言葉、富山県経営者協会の金岡克己会長が開会のあいさつ、来賓を代表して石井隆一富山県知事が祝辞を述べたほか、富山県商工会連合会の石澤義文会長の音頭で鏡開きを行い、本会の高田順一会長の発声で乾杯しました。また、富山県商工会議所連合会の高木繁雄会長が中締めをしました。



来賓代表の石井知事からのあいさつ



乾杯の発声をする高田会長

外国人技能実習制度適正化事業講習会を開催

本会では、外国人技能実習生の受入事業を行う組合（監理団体）に対する外国人技能実習制度適正化事業を実施しており、その一環として1月18日（金）、とやま自遊館（富山市）において監理団体の役職員らを対象とした講習会を開催し約60名が受講しました。

講習会では、県で策定を進めている外国人材活躍・多文化共生推進プランについて富山県総合政策局参事の荻布彦国際課長より説明がされたほか、働き方改革関連法施行で外国人技能実習生の監理上留意すべき点について大浦靖子特定社会保険労務士より説明がされました。

また、出入国管理法の改正による新たな在留資格に基づく外国人材の受入れについて、本会の米谷孝行流通・労働支援課長が説明しました。



講師の富山県総合政策局参事の荻布彦国際課長



働き方改革への対応について説明する
大浦特定社会保険労務士

消費税軽減税率対策講習会を開催

本会では、1月23日（水）に高岡エクール（高岡市）において、また、1月24日（木）に富山流通会館（富山市）において、消費税軽減税率対策講習会を開催し、高岡会場では40名、富山会場では24名が受講しました。

両会場とも、中小企業診断士で株式会社エイチ・エール取締役副代表の太田敬治氏が講師を務め、10月から消費税率が10%への引き上げられるのと同時に適用される軽減税率制度の対象となる品目や請求書の様式、増税に伴う経営上の対策のほか、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等が対象となるの軽減税率対策補助金の概要について説明がされました。



高岡会場の様子



講師の太田敬治中小企業診断士

ものづくり補助金成果事例集を作成

本会では、平成24年度から実施してきた「ものづくり補助金」について、採択事業者の中から20社を抽出し、補助事業実施後の事業展開や成果状況、今後の展望等について、事例集として取りまとめました。

事例集は下記 URL よりダウンロードが可能ですので、ぜひご覧ください。

https://www.chuokai-toyama.or.jp/mono/mono_jirei_24_28.html


【掲載企業20社】（掲載順）

- ・(株)呉松
- ・(株)フジタ
- ・大栄建材(株)
- ・(株)富山プレート
- ・(株)カワベ
- ・(株)北陸瓦販売店
- ・(株)三和製玉
- ・丸善醤油(株)
- ・(株)野中精機製作所
- ・(有)モメンタムファクトリー・Orii
- ・usuiworks(株)
- ・(株)ニッポンジーン マテリアル
- ・(株)河内屋
- ・(株)スガマサ
- ・タカタ精密工業(株)
- ・(株)イーシステム
- ・立山電化工業(株)
- ・(株)TED
- ・(株)小谷製作所
- ・南部白雲木彫刻工房



国税庁からのお知らせ

消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です!



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について

- 帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。
- レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。

軽減税率制度に関する情報

国税庁 ホームページ内 **消費税の軽減税率制度** をクリック

軽減税率制度について詳しく知りたい方はこちらへ

軽減税率制度の説明会を全国で開催しています。ぜひご参加ください。

開催日時、場所については **軽減税率説明会** を検索

軽減税率制度に関するお問合せ先

消費税軽減税率電話相談センター (軽減コールセンター) 【専用ダイヤル】0570-030-456
《受付時間》9:00～17:00(土日祝除く)

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金事務局 【専用ダイヤル】0570-081-222
URL <http://kzt-hojo.jp/> 《受付時間》9:00～17:00(土日祝除く)

事業主の皆さまへ

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

施行：2019年4月1日～

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

労働基準法において、労働者は、

1. 雇入れの日から6か月継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば
年次有給休暇を
取得することができます。

年次有給休暇の確実な取得に当たって注意すべきポイント

ポイント1 年次有給休暇が10日以上付与される労働者が対象です。

ポイント2 使用者は、労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に5日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。

ポイント3 使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取しなければなりません。また、できる限り労働者の希望に沿った取得時季になるよう、聴取した意見を尊重するよう努めなければなりません。

ポイント4 既に5日以上^の年次有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、使用者による時季指定をする必要はなく、また、することもできません。

ポイント5 使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

ポイント6 休暇に関する事項は就業規則の絶対的^な必要記載事項（労働基準法第89条）であるため、使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。

富山税務署からのお知らせ

問合せ先 富山税務署 ☎432-4191

※ガイダンスに従って、番号をプッシュしてください。

平成30年分 所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告

●【確定申告会場】 (受付時間 9時～16時)

確定申告会場		開設期間のご案内
富山税務署管内	地鉄ビル 5階 【中央郵便局 向かい】 (富山市桜町1-1-36) ※昨年と会場が変更となっております。	2月18日(月)～3月15日(金) 富山税務署庁舎内には申告会場を設けていません。 土曜、日曜及び祝日は執務を行っておりません。 ただし、2月24日と3月3日の日曜日に限り、確定申告の相談を行います。 会場には無料駐車場はありません。
高岡税務署管内	高岡税務署 1階 (高岡市博労本町5-30)	2月18日(月)～3月15日(金) 土曜、日曜及び祝日は執務を行っておりません。 駐車場は大変混雑します。会場へお越しの際は、公共交通機関のご利用をお願いします。
魚津税務署管内	魚津合同庁舎 5階 (魚津市新金屋1-12-31)	
砺波税務署管内	砺波税務署 2階 (砺波市本町13-19)	

※ 会場の混雑状況により、16時前であっても受付を終了する場合があります。

●申告書提出期限と納期限・振替日 納付は、安全確実な振替納税が大変便利です。

1月から、QRコードを利用したコンビニ納付手続も開始しています。

	申告書の提出期限	納期限(納付書で納付する場合)	振替日(振替納税の場合)
所得税及び復興特別所得税	3月15日(金)	3月15日(金)	4月22日(月)
消費税及び地方消費税	4月1日(月)	4月1日(月)	4月24日(水)
贈与税	3月15日(金)	3月15日(金)	

※確定申告をする必要のある方が期限内に申告・納税をしなかった場合、後で不足の税金を納めていただくだけでなく、加算税や延滞税を納めていただく場合がありますのでご注意ください。

●確定申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコン画面の案内に従って金額などを入力することにより、税額などが自動的に計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人)、贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

また、事前に税務署でID・パスワードを取得すれば、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方でも、パソコン、スマートフォンやタブレットを利用して申告書データを作成し、そのままe-Taxで送信(申告)することができます。

【ID・パスワードの取得について】

IDとパスワードはお近くの税務署で即時取得できます。運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。

詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

●スマホ専用の簡単な画面で **スマート申告** スマホ×確定申告 おすすめです！

スマートフォンやタブレットで申告書を作成される方のうち、年末調整済みの給与所得のある方で、医療費控除又は寄附金控除の申告をされる方は、「確定申告書等作成コーナー」の専用画面をご利用いただけます。

専用画面では、収入や適用を受ける控除についていくつかの質問に「はい」か「いいえ」でお答えいただき、給与や医療費、寄附金に関する金額を入力するだけで、簡単に申告書データを作成し、そのままe-Taxで送信(申告)できますので、是非ご活用ください。

事業主のみなさまへ



障害者雇用納付金に基づく各種助成金をご存知ですか？

障害者を新たに雇い入れたり、障害者の雇用を継続するために、作業施設や設備の改善をしたり、障害者個々の障害特性に配慮した職場環境を整備するなど、適切な雇用管理をするための費用の一部を助成します。

◇重度障害者等の通勤をサポートする

- ・住宅の賃借助成金
- ・指導員の配置助成金
- ・住宅手当の支払助成金
- ・通勤用バスの購入助成金
- ・通勤用バス運転従事者の委嘱助成金
- ・通勤援助者の委嘱助成金
- ・駐車場の賃借助成金
- ・通勤用自動車の購入助成金



◇施設、設備を設置・整備する

- (スロープ、障害者用トイレ、拡大読書機など)
- ・障害者作業施設設置等助成金

◇福祉施設を設置・整備する

- (食堂、休憩室、体育館、浴場など)
- ・障害者福祉施設設置等助成金

◇介助や相談等を行う

- ・障害者相談窓口担当者の配置助成金
- ・職場介助者の配置または委嘱助成金
- ・手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金

障害者を雇用したことがない、
または初めて精神障害者を雇用しようとする
事業主の方へ
障害者職場実習支援事業があります

- ◇多数の重度障害者等を安定して継続雇用している
事業主に対して事業施設等の整備を助成する
- ・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

障害者作業施設設置等 助成金の活用事例



～機械の異常停止を知らせる特注の信号等の設置～

聴覚障害のあるDさんは、廃棄物の収集・運搬を行うC社で廃プラスチックの粉砕業務を担当しています。プラスチックを粉砕機に投入する際に機械に異常があった場合には、音の変化で確認することが可能ですが、Dさんは聴覚障害により音の変化を確認することができないため、異常により機械が停止したことに気づかずにプラスチックの投入を続けていることがありました。

そこでC社では、助成金を活用して、粉砕機が異常により停止したことを感知して知らせるための特注の信号灯を設置しました。

Dさんは特注の信号灯で粉砕機の異常停止を確認することにより、円滑で安全に作業ができるようになりました。

※助成金を受給するためには、助成金ごとに支給にかかわる要件を満たす必要があります。
助成金の詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
富山支部 高齢・障害者業務課
〒933-0982高岡市八ヶ55(本 野カキカ-富山)
TEL 0766-26-1881

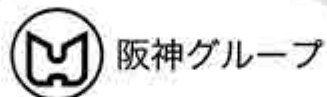
jeed 助成金

検索

<http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/>

医薬品容器・医療用具の総合メーカー

医薬品（液剤）製造



阪神グループ

阪神容器株式会社 阪神化成工業株式会社 ファーマパック株式会社

代表取締役会長 高田 眞 代表取締役社長 高田 順一
URL <http://www.hansin.co.jp/>

本社	〒536-0017	大阪市城東区新喜多東 1-4-12	TEL (06) 6967-1771 (代)
富山本社工場	〒939-8183	富山市小中 163 番地	TEL (076) 429-1865 (代)
大沢野工場	〒939-2243	富山市中大久保企業団地	TEL (076) 468-9119 (代)
支店/工場	東京・滋賀・山形・岡山・茨城・大沢野・御殿場		

『和・創造・対話』

アルミを通して優れた品質を追求し、信頼される企業を目指してまいります。



本社工場

株式会社 廣瀬アルミ

三協立山株式会社協力工場
住宅用アルミサッシ製品・アルミ建材加工

本社・高岡工場 高岡市醍醐 790 番地
TEL : (0766) 63-5360 FAX : (0766) 63-8040

福光工場 南砺市久戸 50 番地
TEL : (0763) 52-2860 FAX : (0763) 52-8038

三協アルミ社 福岡工場内
三協アルミ社 福光工場内
三協アルミ社 福野工場内

小規模企業共済

経営者の退職金制度

基礎年金のプラスαとして、

もちろん国民年金基金や確定拠出年金(個人型)とも同時加入できます。



1 とにかく大きな節税

※掛金は、全額「所得控除」

例えば…

加入前の税額(課税所得400万円) ……税額 785,300円

加入後、掛金月額3万円(年間36万円) ……税額 675,800円

節税額 109,500円!

所得控除	350,000
社会保険料控除	
小規模企業共済等掛金控除	350,000
生命保険料控除	

確定申告の小規模企業共済の控除欄

2 掛金は、月額1,000円から

- 500円刻みで上限は月額7万円(年間84万円)
- いつでも、「増額」や「減額」ができます

3 受取る時(共済金)は、 退職所得扱い(一括受取)

又は「公的年金等の雑所得扱い」(分割受取)



加入の申込みは
右記機関まで

- 商工会 ■商工会議所 ■中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会 ■金融機関(銀行・信用金庫・信用組合など)

中小機構 北陸本部

中小機構は、経済産業省所管の独立行政法人です。
〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階



共済相談室 TEL.050-5541-7171

小規模共済

検索



より良く生きるために 元気なうちに「生前整理」

人生の最期を迎えるにあたっての事前準備としての「終活」ですが、近年はこの先の人生をより良く生きていくためのきっかけとして活用されているようです。



生前整理アドバイザーの浮田さん自身が生前整理として残しているアルバム

ポジティブなこととして

終活とは「人生の終わりについて考える活動」を略した造語です。平成21（2009）年に出版された書籍がきっかけとなり、その後、映画『エンディングノート』の公開などもあって、終活への関心が広まったようです。

もともとは、葬儀やお墓のこと、相続財産の管理、遺言書の作成など、自身が亡くなった後に、残される家族が困らないようにするための配慮として終活がありました。最近に残された家族のためだけではなく、自分自身の人生を振り返り、この先の人生をより良く生きるための活動として活用する人が増えています。死を認識することはネガティブなことと捉えがちですが、そのための準備をする中で、今あるものの価値を改めて感じたり、やり残してきたことに気づいてそれに挑戦するきっかけになったりと、日々の生活の充実につながっていくのです。終活はポジティブなものと考え、元気なうちにやっておこうという向きが強くなっているようです。



近年、終活に対する関心が高まっている

自ら集めた物の整理から

終活の主な内容として、身の回りのものを片付ける「生前整理」、葬儀費用などのお金の準備、終末期の医療や介護の希望をまとめる、相続の準備、携帯電話やパソコンのデータの整理などがあります。生前整理アドバイザーの浮田美紀子さんによると、さまざまな終活サポートを手掛ける中で、残された家族が遺品整理で悩み、苦しむケースが少なくないそうです。浮田さんは「生前整理は、生きることを前提に、物・心・情報を整理することで、幸せなエンディングを迎えることと捉え、自ら集めた物を自分で整理することから始めてみては」とすすめています。思い出の物の整理やアルバムの整理をしながら、今まで歩んできた人生をじっくりと振り返ることができます。



思い出の品を入れる箱（浮田さん私物）

捨てるのではなく手放す

物は膨大にあり、それなりの時間も要すると予想されますので、物の整理は計画を立ててから取り掛かります。図面を書いて間取りや収納場所を把握し、どこから整理するのかを決めます。片付けに自信のない人は洗面所や玄関



ものを整理するときを使うシート

回りなど、物が少なくて、よく使う場所から手を付けるのがおすすめです。手近な場所で達成感を得て整理力をつけてから、難度の高い押し入れなどに手を付けるといいようです。

中身はすべて出すのが基本です。浮田さんの方法は、ブルーシートを使って、目的が明確な物→「いる」、使っていない物→「いない」、形見や思い出の品など→「移動」、もったいない、また使うかもしれない物→「迷い」といった具合に分類します。「移動」の物はしかるべき場所（箱）をつくって移動し、「迷い」の物は半年ごとに見直して、いないと思ったときに手放します。捨てるのが苦しい場合は「手放す」と考えるといいようです。また、捨てられないことで自分を責める必要もなく、気持ちに整理がついてから手放しましょう。

思い出の品は「思い出箱」を作って保管します。残される家族が困らないくらいの量で、ミカン箱サイズぐらいを目安にするといいでしょう。

写真は「輝いている自分」を

写真の整理も1か所に集めてから始めます。その中から、自分の人生にあった幸せを実感していくための「輝いている自分」の順番に100枚ほど選びます。クリアポケットなどに入れて、いつ、どのような思い出なのかを記しておきます。見直しを重ねて30枚くらいに減らし、1冊にまとめるのが理想的です。このときコメントを入れたりして、自分の手をかけて作ることがポイント。残された家族も大切に保管してくれることでしょう。

生前整理をする時期としては、定年退職が見えてきた50歳代が適しているといえます。最近、浮田さんの元には会社研修の一環として生前整理の講座の依頼があるそうで、「終活は未来プランニング。若い人でも就活や進路に迷ったときに、身の回りの物の整理を通じて自分を振り返る生前整理の考え方によって、本当にやりたいことが見えてくるかもしれません」と話しています。

企業立地マッチング促進事業（委託元：富山市工業政策課） お問い合わせ TEL076-443-2074

富山市内で空き工場・用地等をお探しの方へ!

ホームページはこちらです <http://aki-toyama.jp/>

富山市では、富山市内の工場物件等のマッチングサイトを開設しております。本サイトは富山市内の**空き工場・作業場・倉庫・工場用地・事務所**などの遊休事業用不動産の有効活用と地域産業の活性化を図るために、工場等の立地促進（移転・増設・県外企業誘致など）に取り組む事業の一環として運営しております。

現在所有の遊休事業用不動産の**売却・賃貸**、または**取得・賃借**をご検討されておられる方は、当ホームページをご利用いただきますようお願いいたします。



本サイト活用で「**富山市空き工場等大規模修繕助成金**」の対象となります。

新着情報は**随時更新中**。非公開物件もあります

地図上にて簡単に物件を探すことができます。

物件情報の登録・掲載は**無料**です。物件ニーズ情報も登録出来ます。

ホームページ画面の画像は一部加工しています

業務提携：(公社)富山県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会富山県本部



検索サイト 検索
HPアドレス URL <http://aki-toyama.jp/> QRコード

■ホームページや本事業に関するお問い合わせ

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階
富山県中小企業団体中央会 工業支援課 TEL：076-424-3686 FAX：076-422-0835